

議会からの報告

◎全員協議会を開催 = 議会の議決すべき事件に関して =

平成28年9月28日に、全員協議会が開催された。知立市議会の議決すべき事件を定める条例に規定されている以下の4計画が、計画期間満了等を迎えるにあたり、新たな計画素案が作成されたことを受け、その概要説明のために開催されたもの。

- ①知立市公共施設等総合管理計画  
(平成29年度～68年度・40年間)

- ②知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
(平成29年度～33年度・5年間)
- ③知立市一般廃棄物処理基本計画  
(平成29年度～38年度・10年間)
- ④知立市公営住宅ストック総合活用計画  
(平成29年度～38年度・10年間)

今後各会派で、市当局に内容に対しての修正案等を提出。12月定例会に議案として提案され審議される。

市議会を見てみよう!

議会で 12月議会日程  
開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
11/20	21	22	23	24 議会運営委員会	25	26
27	28	29	30	12/1 本会議 (開会・提案説明)	2	3
4	5 本会議 (一般質問)	6 本会議 (一般質問)	7 本会議 (一般質問)	8	9 本会議(質疑) 予算・決算委員会	10
11	12 市民福祉委員会、 予算・決算分科会	13 建設水道委員会、 予算・決算分科会	14	15 企画文教委員会、 予算・決算分科会	16 予算・決算分科会 (予備日)	17
18	19	20 予算・決算 委員会	21 議会運営 委員会	22 本会議 (討論・採決・閉会)	23	24

テレビで 12月定例会の一般質問が放送されます

- 12月14日 (12月5日の質問)
- 12月15日 (12月6日の質問)
- 12月16日 (12月7日の質問)



ネットで

知立市議会

第19回 議会報告会  
～市民との意見交換会～  
にご参加ください

**【日時】**  
平成28年11月5日(土)  
午後1時30分～

**【会場】**  
中央公民館 1F  
大会議室

**【主催】**  
知立市議会

市議会だよりについて  
ご意見、ご要望をおき  
かせください

発行：知立市議会  
編集：市議会だより編集委員会  
知立市広見三丁目1番地  
TEL (0566) 95-0137  
FAX (0566) 83-5565  
表紙の写真も募集しています

議会豆辞典

費用弁償

費用弁償とは、地方公共団体の議会議員や審議会など附属機関の委員等非常勤の職員に対して、職務の執行等に要する経費を償うため支給される金銭のことをいう(自治法203Ⅱ、203の2Ⅲ)。

議員は、役務の対価として、報酬を支給されるが、そのほかに職務を行うために要する経費の弁償を受けることができる。

費用弁償は、交通費や旅費などその職務を行うために要する費用の弁償である。議員の職務は、議会から付議された事件を審査する委員会や、議員派遣及び会議規則に規定された全員協議会等の協議・調整の場に限り、それ以外には支給できない(行実昭27・4・24)。

編集 後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

政務活動費の不正取得が、全国で相次いで発覚している。富山市議会では、12人が議員辞職に追い込まれ、補欠選挙が行われるという異例の事態だ。元兵庫県議の号泣会見も記憶に新しいが、全国市民オンブズマン連絡協議会によると、毎年約10件を提訴し勝訴が続いているという。

政務活動費は、平成12年の地方自治法改正で制度化された(当時政務調査費)。24年に政務活動費に名称変更され、議員の調査研究その他の活動に使用できるようになった。

この活動費の基本は、政策の調査研究等の活動目的があって、はじめて経費に活用できるもので、「全額自分のもの」、「使い切り」の発想は、自治法に精神に反するし、戒めなければならない悪しき考え方である。

この法の原則を再認識し、一刻も早く信頼回復に向けた意識改革や制度の見直し・改善が求められている。

当市議会では、昨年からの政務活動費のあり方に関し協議を進めている。

的確・厳正で、市民に信頼される制度の確立・運用を目指したい。